

特別寄稿



監査をめぐる国際論議 — 会計監査の舞台を支える 公益監視委員会 (PIOB) の インフラ活動 —

IV. 会計監査と公益 (最終回)

早稲田大学名誉教授
前・公益監視委員会 (PIOB) ボードメンバー

きたむら としはる
北村 歳治

※ 本文中における見出し番号は、前号からの通し番号となっている。

会計監査と公益：

IV その使命は被監査企業との 契約を越えたところに

会計監査の使命の根幹となる「公益」(Public Interest、以下「PI」という。)という概念は国際的にはきわめて重要なものであり、それをめぐる議論が2010年前後に盛んに行われた。その背景には、2000年代に入った途端にエンロン事件に代表される大規模な企業の不正会計問題が発生し、会計監査の改革が俎上に載ったという事情がある。これを契機に、それまで地味な議論であった理念・使命に対する関心が高まり、さらに、2008年の国際的な金融危機 (GFC) が社会・公共的な使命に係る監査の本質に触れる形で会計監査の改革論議に拍車をかけたという経緯がある。しかし、日本でのPI論議はあまり盛り上がりなかつた。筆者の感触では、若い世代の会計士には (日本公認会計士協会 (JICPA) のタグラインに出てくる) 「Public Interestとは何の

こと？」といぶかしく思う人が多いのではないかと思う。

このPIに類似したものとしては、common good、public good、public benefit、general welfare等があり、おそらく、1970年代までは欧米でも統一的な用語法に欠けていたように思われる¹。そして、公的部門と民間部門の並立を前提に、民間の市場メカニズムの過程で派生した経済社会の欠陥 (非効率や不平等等) を是正するときの指針となる概念として落ちていったのが1970年代以降ではなかろうか。会計監査の分野でいえば、国境を越えるような企業活動とその利害関係者との間のミスアジャストメントを規制なり基準・標準化なりで調整していくメカニズムとして整備されてきたのが1970年代から80年代にかけてであり、それはちょうど、国際会計基準審議会 (IASB) の前身である国際会計基準委員会 (IASC) や 世界会計士連盟 (IFAC) の出現と呼応しているよう

に思われる。

同時に、PIは、会計監査の分野以外に、交通・通信等の基礎的な需要を満たす公共セクターを念頭に置いたものもあり、特許や独占・寡占のもたらし問題対処の際のPIもある。環境問題対策や教育言語の選択の際のPI論議もある。要するに、PIの概念は、蛇行した河が整理され、いくつかの分流となってきたのが今日の状況であろう。

その意味するところは、会計監査の分野のPIの概念は会計監査の置かれた状況で理解する必要があることである。そして、他の分野のPIの概念はその状況で別途理解する必要がある。おそらく、PIに共通する点は、民間部門の活動に全体的な利害得失を考慮して公的な立場の介入があるという点であろう。あるいは、需給に譬えていえば、需要者一般の正当な期待に供給者が応えきれないときに、独立的な立場からの介入等により需要者を考慮した形で調整が行わ

れることであろう。

別途、日本の問題として、PIをめぐる国際論議を日本の文脈においてどう受け止めるかという課題がある。2007年にJICPAから示されたPIの概念は、その定義として公認会計士法の第1条を前提にしている²。2010年前後の国際的な論議は、そのPIを担う使命（資本市場において独立の第三者（会計監査人）が監査意見表明を行うことにより財務諸表に信頼性を付与すること）をグローバル化した経済社会の文脈の中でもう一度考えてみようとするものであり、後述するように、体系的な側面を持っていた。

確かに、日本の会計監査制度は、2000年以前のレジェンド問題等で悩まされた状況とは異なり、2000年代に入ってから国際的な動きに機敏に対応してきており、テクニカルな監査基準等の国際論議に齟齬をきたすことはなくなった。しかし、当時の国際的な監査論議がそもそも論であるPIの概念に焦点を当てて盛り上がり、日本国内でも監督当局や国際関係者等がPIの使命論という「笛」を吹いたにもかかわらず、個々の実務関係者の段階ではこれに合わせて「踊る」という動きはなく、会計監査のテクニカルな問題意識にとどまっていたのではなかろうかという気がする。

これは、日本人関係者がこれまでの国際的なPI論議をどこまでキメ細かくフォローしてきているかという疑問にもつながる。会計監査の問題に携わる者は、証券監督者国際機構（IOSCO）、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）にしても、公益監視委員会（PIOB）、IFRS財団にしても、また、IFACのような国際的な民間

協会にしても、その使命がPIのためにあることをさまざまな形で声明していることから明らかなように、PI論議を踏まえて、直面する諸問題に対処している。特に、会計監査制度を揺るがすような問題が生じたときには、PIに照らしてどこに焦点があるかを明らかにして議論を進めるのが基本になる。欧米人は思考が体系的である場合が多いが、そういう意味からも、これまでのPI論議を十分に踏まえておく必要があろう。

なお、日本ではPIをどう訳すかというテクニカルな問題がある。訳語として「公益」を定着させることも十分考えられる。一方、JICPAは、2007年に「公共の利益」という表現を採った。他方、日本での「公益」という表現には、公益法人に示されるように、学術、技芸、慈善その他の公益に関するものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものという含意もある³。筆者は、PIの概念の国際的な浸透を考慮すれば、「パブリック・インタレスト」というカタカナ表示が適切ではないかと考えている。

以下では、上記の観点から、PIをめぐる問題を会計監査の分野に絞り、(1)近年の国際的な会計監査分野のPI論議の特徴、(2)2011年から2012年にかけてのPIOBとIFACのPI論議、(3)テクニカルな問題として国際会計士倫理基準審議会（IESBA）で従前から取り上げてきたPIE（*Public Interest Entities*、（現在の日本語での対応語は「大会社等」））の概念との用語上の違いを述べた後、「おわりに」で今後の若い世代の会計士の1つの姿を描いてみたい。

1. PIの概念の交通整理

PIの定義について、まず「一般論」から始めようという会計監査関係者の問題提起に対して、筆者は「タマネギの皮むき論」でこれを批判したことがある。要するに、抽象的なPI論議は、タマネギをむくようなもので芯（PI）は出てこない、その過程で、むいている本人のみならず周囲の人たちも涙を流すようなものだという趣旨である。よい例は、ギリシャ文明からカント哲学に至る「真・善・美（Truth, Goodness, Beauty）」を定義しようとする不毛な(?)議論がある。

多くのPIOBメンバーはその点を十分に理解していた。すなわち、PIOBにおけるPIの議論は、エンロン事件等の会計監査の大事件を経た2003年のIFAC改革の文脈（PIを使命とする会計監査のガバナンス体制等の見直し）に沿い、資本市場を前提に企業の財務情報の信頼性が確保され、それが利用者への的確に伝達されていくことを中心に進められなければならないという見解である。

ただし、2003年のIFAC改革の議論は、「PI在りき」の前提から出発しており、PIについての明確なコンセンサスを明記したものはなかった。当時、既にIFACはPIの重要性を謳っていた。そのIFACもPIの概念の定義は必ずしも確立していなかった。

もっとも、1980年代以降、企業の会計不正への対処、基準化の必要性、コーポレート・ガバナンスの欠陥への対処、（価格・評価等の）市場の欠陥（market deficiencies）への対処等の視点を踏まえて、投資家を含む多様な利害関係者の期待を担ってPI論議に取り組もうという関係者の動きはあった。筆者は、PIOBの議論の中で上記のようなPI論議を整理し

ていく必要を主張していたが、幸い、IFAC改革の動き以降、IFACがスタッフを使って全体的なサーベイを目的とするプロジェクトを始めていた。その成果は、2012年6月のIFACの運営ポジション声明 (Policy Position 5: A Definition of the Public Interest) の付属文書 “Appendices” となった⁴。そこでは、歴史的な論議の背景とともに、会計監査の分野に即して重要な研究論文、また、会計監査の国際的な主要団体・協会とともに、国連や経済協力開発機構 (OECD) のレポート等が取り上げられている。このサーベイは、筆者の理解では未整理の分野に一步踏み入れた貴重なものである。

いずれにせよ、PI論議は、2010年のIFAC改革のレビューが行われた翌2011年から2012年にかけてピークに達した。会計監査関係の主要な国際組織・団体・協会等は、改めてPIの定義を含めこれをめぐる論議を展開した。PIの概念にとりわけ強い関心を持つPIOBは2011年5月の年次報告書で (2005年以降の議論を踏まえ) 改めてPI論議の整理を行った。翌2012年6月には、IFACも上記の Policy Position 5を公表した⁵。

2. 2011年から2012年にかけてのPIOBとIFACのPI論議

2-1. PIOBのパブリック・レポート (年報) と2015年9月のワークショップ

PIの概念に関するPIOBの議論は、2006年5月以降、毎年出されるパブリック・レポート (Annual Public Report) で取り上げられている。ただ、PIの定義については一步控えたポジションから出発した⁶。第1回から第5回のパブリック・レポートでは、PIを推進していくため (to

further the public interest) の主要な要素 (element) を明確にすることに努め⁷、第6回のパブリック・レポートでは、PIについて、次の3つの視点を踏まえて “benefit” (コストが明白な場合には「ネット」ベースのもの) を考える必要があるとしている⁸。すなわち、“The PIOB believes that accountancy services are in the public interest if they create net benefit for the public. This statement raises several questions: ① What are accountancy services? ② Who is “the public” (and “interest/benefit”) ? ③ How do (can) accountancy services benefit the public?”

そして、会計の定義に簡単に触れた後、①会計監査の業務とは何かについて、簡潔に “Accountancy services include, in one way or another, the preparation of financial accounts-including providing assurance on their quality.” と述べた後、②PIのP “public” とは誰かについて 「the public in generalから出発して焦点をある程度はっきりさせる必要がある」とし⁹、また、I “interest/benefit” とは何かについては、「public welfareの中で特に financial welfareの増進」とするとともに、③どのようにしてPIがもたらされるかについては、「会計監査によってもたらされる信頼できる財務情報を提供することであり、監査が重要な役割を担う」としている¹⁰。PIOBの観点からすれば、この第6回のパブリック・レポートの明快な内容が最も重要である¹¹。

第7回から第8回のパブリック・レポートは、それぞれ、PIを確保するためのPIOBの監視におけるデュー・プロセスの重視、PIを確保するための監視モデルの改善のほかには特に

新たな議論を展開していない。そして、2014年の第9回パブリック・レポートは、(経済学でいう) 「公共財」 (public goods) の役割を果たしている (会計基準及び) 監査基準と並んで倫理基準と教育基準の重要性に言及している¹²。

筆者が退任した6か月後の2014年9月に、PIOBは「PIワークショップ」をニューヨークで開催した。その構想は2013年以前からあったが、どういう形にするかについて議論がまとまらなかった経緯がある。PIの定義というそもそも論については、前述したように筆者は「タマネギの皮むき論」で批判した。PIOBと基準設定審議会の独立性の確保を重視する議論も出た。結局は、PIにさらに貢献するために、会計監査人の職業的専門家としての倫理観の重視等とともに¹³、PIの観点からさまざまな意見を反映することが期待されている諮問助言グループ (CAG) の機能拡充が重要であることが強調された模様である¹⁴。

2-2. IFACの論議

IFACは、IFAC改革の見直しが行われた2010年に、IFACの諸政策・活動の基盤となるPIの考え方の体系化を図るべく、“A Public Interest Framework for the Accountancy Profession” の運営ポジション資料 (policy position paper) の作成に取り組んでいた。そこでは、PIとは「会計監査人が提供するサービスによってすべての人々 (all individuals and groups) が享受する共通の便益 (common benefit)」とされた。また、これに伴う会計監査人の責任は「財務報告の健全性等への貢献」等の便益を含むPIを保護することにあるとされた。

運営ポジション資料の公開草案には多くのコメントが寄せられた。資本市場との関係をもっと強調すべきではないかというIOSCOのコメントがあった¹⁵。その他、多くの会計監査の関係団体・協会等からもコメントが寄せられた。PIOBは、2011年5月の段階でPIOB自身のPIの議論を第6回パブリック・レポートで明確にしたばかりであり、立場の異なるIFACのPI定義論へのコメントを差し控えた（PIOBとIFACの議論の相違等については次の2-3. で述べる。）。結局、IFACの運営ポジション声明は、2012年6月に要旨、本体及び、付属文書の3点セット（IFAC Policy Position 5: A Definition of the Public Interest）として公表された。しかし、その内容は決して単純ではない。

ここでは、IFACの観点からのPIは、“The net benefits derived for, and procedural rigor employed on behalf of, all society in relation to any action, decision or policy.” というように“benefit”と“procedural rigor”に着目した実務的な定義であり、IFACの役割に即したものであることを強調した上で、“the public”を広義にとらえ、次いで、“interests”を財産所有権等の諸権利、自由な経済行動等の広義のものとしてとらえると同時に、不利益行為等からの保護と位置付けている¹⁶。このようなPIの一般論から、会計監査の職務について“The accountancy profession helps realize certain interests of society, many of which are economic in nature and related to the efficient management of resources.”と述べ、さらに、会計監査に係る具体的な“interests”を次のように列挙してい

る。すなわち、「市場経済の確実性の増大、財務・非財務情報の報告の健全性、クロス・ボーダーの比較可能性、適正な公共支出における政策判断、コーポレート・ガバナンスの健全性、資源利用の効率性」等への貢献がそれである。

そして、これらの（PIのうち会計監査に係る）“interests”については、個々の会計士としてPIに根差した健全な対応、及び、会計監査人の監査の業務遂行における関係者等との有効な討議（communication）という2つの主要な責任を挙げるとともに、会計監査における7つの義務（倫理基準の適用、監督当局への協力、クロス・ボーダーの比較可能性の追求等）を列挙している。

さらに、PIを目的とする場合には、中小企業への配慮から“proportionality”¹⁷の考え方を取り入れるとともに文化的相違等にも配慮すべきである等の議論を展開している。このような認識の下で、IFACを含む会計監査関係者によるPIのための活動、判断、政策等は、費用・効果アプローチの観点から評価される（assessment of costs/benefits）とともに、透明性、説明責任、独立性、資格能力、デュー・プロセス、パブリック・コンサルテーション等を含む包括性（participation）のプロセスの評価（assessment of process）を通じて評価されるべきであるとしている。

2-3. 両者（PIOBとIFAC）の比較

PIをめぐるサーベイについては、前述のIFACの「運営ポジション声明」の付属文書にいくつかの会計士協会のレポート、専門誌、会計学者の論文等が掲記されているので、関心のある読者はそれぞれのPI論議についてそれを参照されたい。本稿で

はPIOBとIFACの議論の比較を通じて、デリケートな側面を明らかにすることとしたい（以下の議論は、PIOBとIFACのペーパーの厳密な比較を前提にはじめて理解できる点に留意する必要がある。）。

両者のPIの一般論は似たような内容になっており、会計監査に焦点を絞った場合にはそれほど大きな差異があるわけではない。すなわち、何らかの社会経済的な（ネットベースでの）便益をPIとしてとらえ、便益がもたらされる過程において透明かつ民主的なプロセスを経ている必要があること、そして最終的な受益者が社会・一般市民である、という基本では同一方向である。しかし、具体論では立場の相違等を反映して以下のようなニュアンスの差が生じている。

(1) PIをどのようなステークホルダーを中心にとらえるかという問題がある。PIOBの議論は、会計監査自体のPIをどのように考えるかという観点から出発しており、監査基準等の設定・改訂を重視する立場から、PIの最終受益者のとらえ方は具体化（セグメント化）してはじめて監査基準等のPI論議が的確なものとなるようとしている。これに比べ、IFACの議論はIFACの活動・政策を検討する際の指針を明らかにするという観点から出発しており、PIの受益者“public”のとらえ方は一応その構成グループの違いはあるとしつつも、PIへの貢献という基本的責務では同一（there is a fundamental obligation for the profession to act in the public interest regardless of its proximity to these different groups）という抽象論に立っている。このような議論は、IFACの運営方針や外延的な議論には参考になるが、具体的な監査基準

等の設定においてはあまりにも広義すぎる（漠然としている）のではないかと疑問が残る。

(2) (1)と同様、PIの受益者のとらえ方に関連するが、PIがもたらされる場合、PIOBの立場は、漠然とした受益者一般へのPI論議というよりも、直接的に大きく影響するセグメントはどこかを念頭に置きながらPIのファンダメンタル的な側面を的確に把握し、それを切り口として議論を進める必要があるというものである。換言すれば、IFACのこのような費用・効果アプローチは、漠然とした議論に陥る可能性がある。なお、この問題は、MG-PIOB-SSBsの三層体制においてSSBsに並行して論点を提起し議論するCAGのメンバー構成と範囲にも大きく関係する¹⁸。

(3) IFACのスタンスは、会計監査におけるPIを考える場合、受益者サイドの文化的なり倫理的なりの差異を考慮する必要性を指摘しているが、これは受益者サイドの話であって、監査基準等の設定段階ではあくまで、筋の一貫した基準の確立が前提となろう。換言すれば、適用・実施においては受益者が置かれた環境等を配慮する必要があるとする議論は、別次元の問題ではないだろうか。

(4) IFACはそのフレームワークの中でコンプライアンス諮問パネル(CAP)をして監査基準等の採択・実施が有効に行われているかどうかをモニターし、指導し、その結果を査定させる体制を採っている(adoption/implementation、monitoring/evaluation)。PIOBは、この側面がPIへの貢献という意味で重要であるとの立場から関係者間の密接な連携の必要性を指摘しているが、IFACのPI論議はこの問題にほとん

ど言及していない。

(5) IFACのPI論議における会計監査関係者の責任と義務(2つの主要な責任と7つの義務)の議論は、PIの一部であるかのように書かれているが、この責任と義務はPIを達成するためのインプットであってPIの構成要素とする議論の立て方には疑問がある。

上記(1)から(5)のようなデリケートな議論は、会計監査の日常的な議論においては直接的には影響してこない。したがって、ほとんど無視されることになる。しかし、このような比較は、PI論議の的確な方向等に寄与する所があるのではないだろうか。

いずれにしても、日本の場合、監査論の主要なテキストをみると、上記のようなPIの議論に触れたものはほとんどなく、大部分が2003年の公認会計士法の改正で明確にされた公認会計士法の第1条から出発している。しかし、欧米の関係者、特に会計監査の指導的な立場に置かれた人々は、2000年代の会計監査の改革論議において、PIの視点から対監督当局、对被監査企業等との関係について論理的な枠組みの問題に取り組み、それを踏まえた議論を展開してきている。幸い、日本の公認会計士法第1条は国際的な議論のフレームワークに沿った内容になっている。しかし、だからといって、同法第1条だけで国際論議に臨むのは、あまりにもナイーブすぎるのではないかと思われる¹⁹。

3. PIE (Public Interest Entities) との関係

PIの本質論ではないが、国際論議においてPIの用語法に係る問題に触れておきたい。これは、“Public Interest Entities”(PIE)であり、結論からいえば、上記2-1. から2-3.

で述べたPI論議とは直接的な関係がない。強いて共通点を探すとすれば、PIが内含する“a wide range of stakeholders”という要素だけのように思われる。

IESBAの倫理基準の議論では、PIが「(ある企業の)社会的影響度が高い、すなわちステークホルダーが広範(多数かつ多岐)に及ぶ」という意味の概念としてとらえられ、そういった企業に着目して会計監査の独立性が厳しく求められるという意味でPIEの用語法が採られた^{20, 21}。要するに、事業規模が大きく、株主以外の預金者、保険契約者、社債保有者等をも視野に入れて監査業務を実施する会計監査人の独立性について厳しいルールを適用することとしてきた。

上記が第一段階だとすれば、第二段階は(本稿第3回で述べた)国際監査・保証基準審議会(IAASB)におけるKAM(監査人が監査過程で重要と判断した事項“Key Audit Matters”)の審議において被監査企業の適用範囲をどうするかが問題となったときだった。IAASBはPIEとすることを提案したが(2012年)、PIEの定義について合意が困難だったために、2015年1月に公表されたISA701においては上場企業(publicly listed companies、以下「PLC」という。)を対象とすることとされた²²。ただ、各国の法令等によって(KAMに係る)ISA701の適用対象を拡大することは可能であり、また、IAASB自身もISA701の適用開始後(2016年12月から適用)にPLC以外にも適用対象を拡大する検討の余地を残している。

このような議論が進む中で、欧州連合(EU)では、2014年6月に会計監査に規制に関するディレクティ

ブ（指令）を發出してPIEに関する再定義（金融機関を明示的に取り込む等）を行い、加盟国の具体的な整備を行った。日本では、社会的影響度を考慮して、JICPAが公認会計士法上の大会社等の定義を引用する形でPIEの範囲を決定しており、この大会社等に対して監査を行う場合は、（会社法監査であるか金融商品取引法監査であるかにかかわらず）監査人に関する厳格な独立性ルールが適用されることになっている。具体的には、公認会計士法上の大会社等は、金融商品取引法により監査が要求される企業（上場会社等）と、非上場企業のうち大規模な企業（資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上）、及び銀行、保険会社等の主要な金融機関が該当する。

おわりに

国際的に「PI論議」が展開されたのは、IFAC改革の5年経過の見直し（effective review）が行われた時期（2010年）に前後していた。その背景については本稿第4回の冒頭に述べたが、要するに、IFAC改革の主要な動機であったPI重視の再燃ということに尽きる。

筆者は、8年近い国際委員会活動を通じて、会計監査制度が人間の経済活動を律する上でインフラの中でも最も基礎的な部分を担う知的公共財であり、ソフト・ローを基本としつつもさまざまな公的規制と倫理観に支えられて制度的なフレームワークを形成していることを実感した。同時に、その今日的な意味での歴史は意外に短いことも知った。

株式会社の歴史を仮に400年とす

れば、最も古いといわれている阿姆斯特ダム証券取引所が設立されたのが1602年（常設化は1611年）、そして、会計監査の必要性を迫る背景となったフランスのミシシッピ事件と英国の南海泡沫事件は1720年前後、その後、株式会社の法的整備を図ろうとした英国の1844年株式会社登記法（Act for Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies）が、株式会社の設立を簡便にするための準則主義の導入（従来の特許状申請から登記手続への転換）とともに会計・監査関連規定の導入等をもたらしたといわれる²³。この解釈に従えば、企業に対する近代的な会計監査はわずか170年の歴史ということになる。

この間、会計監査の対象となったこの株式会社は、最近でもコーポレート・ガバナンスを要請されざるを得ないほどのじゃじゃ馬の本性を持っていることがますます明らかになってきた。一方では、ダイナミックな経済の発展に欠くことのできないダイナミックなビジネス・モデルであると同時に、他方では、過度のリスク・テイクを行う場合に轡（くつわ）が効きにくいものでもある。会計監査は往々にしてそれに振り回され、同時にPIも吹き飛ばされる。米国に比べ歴史的な厚みと落ち着きがあるといわれてきた欧州という経済環境においても、これは避けられなかった。

米国においては、多くの不正な証券取引を伴った世界恐慌の後に証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、SEC）がスタートしたのは1934年である。その後、1960年代から1970年代における企業破綻の頻発を通じて明らかになった各種の不正会計、監査訴訟の多発を背景に、

1970年代の（米国公認会計士協会（AICPA）が設置した）コーエン委員会（Commission on Auditors' Responsibilities、1974年から1978年）の審議と米国議会による調査、SECによる強力な指導、1980年代のAICPA主導のトレッドウェイ委員会（Treadway Commission、1984年から1987年）とその提案を行うトレッドウェイ委員会支援組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission、いわゆる1987年から1997年のCOSO）の動きもあったが、2000年代に入ってエンロン等の大規模な会計不正問題に直面した。不正会計の問題は米国にととまらず、欧州にも及んでいた。

米国とカナダがラテン・アメリカ諸国の資本市場育成を目的として発足させたIOSCOの前身が今日の国際的な機構（証券監督者国際機構）となり、資本市場等に係る原則・指針等のルールの策定等において国際的に指導的な役割を果たすようになったのは、1980年代後半以降のことである。

その意味では、現代的な会計監査の歴史は50年程度という短いものである。短いけれども、さまざまな改革が図られてきた。同時に、歴史の短さと鶴（ぬえ）のような抜け目ない人間の経済行動を考えれば、今後とも相当の改革を覚悟しなければならない。これまでは、企業の大きな会計不正のスキャンダル後に改革論議が（禁酒禁煙の再三にわたる宣誓のように）湧き上がることが繰り返されてきた。おそらく、この経験則はこれからもしばらくは消えないのではないだろうか。米国のように1960年代以降さまざまな批判・非難を浴びてきた会計監査ですら、2000年代に入ったときに惨めな姿を露呈

した。PIの概念が会計監査の世界に深く根付くためには、どのような具体的な方途があるのだろうか。

また、筆者は、PIOBでの委員会活動を通じて、2000年代に入ってから、特に金融セクターが経済全体のみならず会計監査においても攪乱的な存在であったことを実感した。国際的にみれば、日本の金融機関は1990年代の苦難を踏まえて比較的節度のあるものだったが、欧米の少なからずの金融機関は、シャドー・バンキング部門を含めて節度を大きく超えた行動に走っていた実情を露呈した。その過程で弁護士、会計士、そしてコンサルタント等は、その動きをそそのかすような振る舞いを行っていたことが十分想像できる。金銭的な動機に支配され「失われたPIの時代」が続いていたというのは言いすぎだろうか？ 2010年代はそのシッペ返しの時期に当たっている。監督当局から重いペナルティを課せられ身動きが鈍化せざるを得なくなったのは金融セクターだけではなく、会計監査関係者も否応なく改革に向かわざるを得なくなった。有能な若者は金融ビジネスに魅力を感じなくなってきた。会計監査部門はどうなのだろうか？

一方で、英国勅許会計士協会(ACCA)のレポートが示すように²⁴、会計監査人に対する社会的な評価はかなりよいとする見方がある。他方では、2015年2月のウォーレン・バフェット氏(Mr. Warren Edward Buffett)のように、会計監査人は「手数料稼ぎの部類」とする辛辣な評価もある²⁵。おそらく、日本の場合は、(筆者の限られた4年の内外の証券監督行政を含む15年の金融行政の経験からすれば)好評価と辛ら

つな評価の中間で、2000年以前はバフェット氏の辛辣さでも甘すぎるが、しかし、2000年以降になって監査がようやく厳格化の方向に向かいだしたような印象を受ける。

今後の会計監査の在り方について議論することは、1つの重荷をようやく降ろし終えたIAASB等の監査基準関係者、独立性の難問の1つにこれから対処しようとするIESBA等の倫理基準関係者、そして改訂作業を終えたばかりの教育基準関係者にはやや過酷に響くかもしれない。それぞれの基準審議会(SSBs)の目の前には、既に当面の運営方針を示した戦略プログラムに盛り込まれた課題がある。しかも、会計監査人の基本的なポジションは企業の作成した財務諸表の証明(適切か非適切の意見表明)から出発するため、最初から前面に立つ(proactive)に行動することはできない(むしろreactive)。

しかし、財務諸表の記載が適切か否かの意見表明は、会計監査人と被監査企業の契約を超える高い次元の行為であり、これからの会計監査人は被監査企業の統治責任者(TCWG)と同様、あるいはそれ以上に財務諸表の利用者等との対話が求められている。このことを考えれば、これまで多くの場合にみられたように利用者等の眼には防衛的すぎる(too defensive)会計監査人のスタンスを見直す段階なのかもしれない。必要に応じて、被監査企業に対し早期警報(early warning system)の役割を積極的に果たすことも考えられてよいのかもしれない。

上記のような抽象的な議論を差し置いても、本稿第3回で述べたように、監査報告書に係る監査基準の改訂と監査人の独立性に係る倫理基準

の最近の議論は、会計監査人に新たな展望を示している。企業の財務に問題がある場合には、監査の具体的なポイントをKAMとして指摘すること、あるいは、継続企業の前提に懸念を示すことで、会計監査人は当該企業の健全化とサステナビリティに貢献できる。それは、ステewardシップ・コードを通じて機関投資家等によっても活用され得る。若い世代の会計士には、そのベスト・プラクティスを求めるような活力を期待したい。そして、今日のように変化の激しい企業社会では懐疑的なスタンスがバランス感覚の支点になっているが、職業的懐疑心の必要性を明記されている会計監査人の責務はことのほか重い。会計監査人に求められる独立性はそのような動きを後ろから支える。そのための会計士教育・再教育は強調してもしすぎることはない。

この足かけ8年の間、海外のみならず、国内においてもさまざまな関係者と意見交換をする機会を得た。JICPAの藤沼元会長以下の歴代会長をはじめ、国際関係を担当された副会長や常務理事等、また、証券市場関係者、金融庁の総務企画局関係者、国際公会計基準(IPSAS)の関係者、そして亡くなられた中平幸典前信金中央金庫理事長とは率直な意見交換を行うことができた。この機会を通じて改めてお礼を申し上げたい。

〈注〉

- 1 日本語でも公益、公共の利益、公共的利益、社会的利益等がある。
- 2 これは、2007年3月にJICPAから出された「ビジョン・ペーパー：日本公認会計士協会の進むべき方

向性」であり、当時の同協会会務運営の方向を示すものだった。すなわち、(JICPAという) 自主規制団体の「施策・事業を通じ公認会計士に課せられた使命である『公共の利益 (パブリック・インタレスト) の擁護』の遂行を支援するという社会的使命を担っている。」として、会務運営の具体的な施策を示している。

3 旧来の公益法人は、旧民法第34条に基づくものだった。そして、その公益目的事業の定義は、学術、技芸、慈善その他の公益に関する特定のものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとしていた。そこでいう「公益」は、会計監査について国際的な理解が深まっているPIよりも多岐にわたっている。なお、2013年に導入されたJICPAの新タグライン (本誌表紙の左下のタグラインを参照) では、英語の“Engage in the Public Interest” に対して (“Public Interest” に「公益」という訳語を当てず) 「社会に貢献する公認会計士」という意識となっている。(ちなみに、JICPAは、1949年に任意団体として発足し、1966年以前は民法第34条の公益法人だったが、その後は公認会計士法で定める特殊法人となり、現在の位置付けは特別の法律により設立される民間法人 (特別民間法人) である。そして、特別民間法人であるJICPAの会計処理は、その組織形態や事業内容から公益法人会計基準を適用している。)

4 www.ifac.org/sites/default/files/publications/files/PPP%205%20appendices.pdf を参照。

5 IFACの運営ポジション声明

(Policy Position) は、固定された見解を示すものではなく、事態の変化 (as thinking on topics evolves, as circumstances change, and as feedback is received) に応じて見直される性格のものであり、公表2年後以降に再検討されるとされている。

6 もっとも、定義内容に全く触れなかったわけではない。例えば、“the PIOB also believes that the fundamentals of what is in the public interest will not change dramatically over time and that, in the context of IFAC reform and the PIOB's mandate, the international public interest can already be defined. In the view of the PIOB, the international public interest is that which is coincident and commensurate with promoting and protecting the integrity, transparency and fairness of global markets and enhancing the stability of global financial systems.” がある (第1回パブリック・レポートの13頁。下線は筆者)。

7 これらは、企業財務情報の利用者主権、適切な国際基準の設定等を内容とするものである (具体的には、“a focus on the users of accountancy services; credible international standard setting; appropriate international standards; adoption and implementation of international standards; and monitoring evaluation of the adoption and implementation of standards”)。

8 第6回パブリック・レポートの4～6頁を参照。なお、本稿の以下の英文の引用文での①等の番号表記は筆者が加筆した。

9 後述のIFACの定義に比べると

焦点を絞り、以下のようにしている。“The public refers to the people as a whole. It is not limited to those who have retained an accountant or are making use of a set of accounts. However, rarely will a particular accountancy service affect all members of the public in the same manner. Some accountancy services might impact a large segment of the public, such as the preparation of accounts for or the audit of a multinational business or government entity. Others might have a more limited effect. With respect to a particular accountancy service, it is perhaps useful to focus on the segment of the public that is directly or indirectly affected by such a service—in other words, the stakeholders.”

10 英文では次のとおり。“The PIOB believes that the accountancy profession can best do so by providing account-related information in which the public has confidence. This information will be most helpful if it is relevant to the users and is trusted by them as a faithful representation of the performance of the reported activities. Audits and other assurance services play an important role---by providing an objective and professional view in which users may have confidence.”

11 PIの概念の動的な側面 (dynamic nature) については、第3回パブリック・レポートのVI節の20～25頁で “----- transparency, proportionality and comparability is a valid anchor for the international public interest. However,

thinking of the public interest in an international dimension also introduces greater complexity due to differences in language, culture, legal frameworks and level of development. While these differences make it more difficult to build unbiased structures and agree on approaches that deliver the greatest global wellbeing, the objective of cross-border confidence finds strong support among a multitude of constituencies around the world. ----- The PIOB's ongoing communications with both the world regulatory community and the global accounting profession serve two purposes. They ensure that the PIOB remains informed about existing activities designed to deliver improved financial reporting as well as evolving public interest issues and concerns. They also present opportunities for the PIOB to promote further dialogue about the structures and processes that can best achieve international public interest objectives.”としている。

なお、第1回から第4回のパブリック・レポートは、PIの国際的側面を強調してIPI (international public interest) という用語の箇所もあるが、実質的にPIと同義である。

- 12 倫理基準については、本稿第3回の脚注19、また、教育基準については本稿第1回の脚注18を参照。
- 13 具体的には、教育問題（会計監査人の initial and continuing professional education）、期待ギャップに対するさらなる対処、会計監査関係者と監督当局や投資家等の対話の促進等が議論された模様で

ある。なお、ワークショップの内容については、www.ipiob.org/media/files/attach/Final%20PI%20Workshop%20Conclusions.pdfを参照。

- 14 CAGにおける幅広い見解の吸収はPIの視点からきわめて重要なものであり、2003年のIFAC改革以降、CAGの存在は基準設定において重要な位置付けとなっている。“The creation of robust CAGs to provide public scrutiny and input to various standard-setting processes has been an important architectural element of IFAC reform. Previously, only the International Auditing Practices Committee（筆者注：IAASBの前身）sought the input of a CAG as part of its standard-setting process. However, one serious deficiency of this model was the lack of an independent CAG chair. Thus, under IFAC reforms, the new architecture now includes CAGs - under the leadership of an independent chair - for each of the standard-setting boards overseen by the PIOB. The membership of these consultative groups comprises representatives of stakeholder organizations such as regulators, users and preparers of financial statements and development institutions. The role of the CAGs is to provide organized and regular fora where technical consultation on proposed new or revised standards can take place between CAG member bodies and the standard-setting boards.”（第1回パブリック・レポートの4頁を参照。）

- 15 2011年5月4日付けのwww.ios

co.org/library/comment_letters/pdf/IFAC-3.pdfを参照。そこでは、“protecting investors and enhancing the integrity and orderly operation of the international capital markets”が強調され、IOSCOのコメント全体の一貫した考え方となっている。

- 16 こういう定義論は読めば読むほど意味が分かるというものではなく、逆にさまざまな疑問が生じてくる。むしろ、自分たちがやっていることとどう関係にあるのか、情報の整理というのは、混乱する交通状況の交通整理人、自動車の販売ディーラー、金融商品のフィナンシャル・アドバイザー等とどこが違うという責任の違いがあるのか、という身近な視点から議論する方が理解を得やすい。なお、IFACペーパーの定義の中にちりばめられている非財務情報（non-financial information）や資源問題（minimization of natural resource depletion）等の表現を通じて、温室効果ガス（carbon emission）関連業務等に強い関心を持つIFACの現在の立場をみて取ることでもできる。

- 17 監査報告書の利用者には、監査報告書の背後にある監査プロセスがみえないために、企業側で作成する財務諸表に対する会計監査人による保証は筋の通ったものである必要があり、そのためには監査基準が（複数であってはならず）1つでなければならない“An audit is an audit”という原則的な見解がある。

他方、実際には、企業の大小に応じて取引の種類や単純さ（複雑さ）が異なるため、監査手続の数

や深度も異なる。監査基準はこうした実態にも対応できるように、中小規模の企業については柔軟に対応する原則も取り入れられている。これが「プロポーショナルリティの原則」である（scalabilityと呼ばれることもある。）。IFACのPI論のペーパーでは、PIの問題を考慮する際にこの原則の重要性を指摘している。

なお、米国においては、公開企業会計監視委員会（PCAOB）基準は上場会社のみを対象としており、EU等のプロポーショナルリティの考え方とは異なる。

18 本稿第2回の3-2. 監査基準等の設定プロセス（細景）、及び今回第4回の脚注14を参照。

19 2003年の公認会計士法改正において、第1条で「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」としている。それ以前の第1条は、単に定義規定が置かれていただけだったが、同年の改正において公認会計士の「使命」と「職責」が明記された。その内容は2002年の金融審議会を示された基本認識をベースにした模様だが、結果的に前述のPIOBやIOSCOの国際的な基本認識にきわめて近いものになっていた。

20 2006年のIESBAの審議では、PIEの定義の難しさを指摘しつつも、“a wide range of stakeholders”を念頭に“Entity of significant public interest- An entity

which is of significant public interest because of the nature of its business, or because its size, its number of employees or its corporate status is such that it has a wide range of stakeholders”という議論を中心に定義論が行われていた模様である。

21 米英等では、電力・ガス・水道等の公益事業体を指す“public utilities”（PU）という用語があるが、この場合の公益事業体は、一方で独占的な地位を与えられるとともに、他方で何らかの形で公的規制に従うものとして位置付けられてきた。PIEの概念は、ステークホルダーが広範に及ぶ点に着目してその企業に厳しい監査ルールを適用するという考え方に立っており、PUとは異質のものである。

22 PIEの範囲は、PLCを含むので、PLCよりも広い。

23 英国の場合、国庫収支等に関する監査は中世の1314年まで遡る。一方、企業に係る会計監査は、1844年株式会社登記法が株式会社の設立を簡便にするための準則主義の導入（従来の特許状申請から登記手続への転換）の見返りに、会計・監査関連規定の導入等を盛り込んだのが嚆矢と解されている。そして、厳密な意味で英国において株主の「有限」責任（考えようによっては「無」責任）の株式会社関連法を集大成した株式会社法（Companies Act）が成立したのは1862年である。なお、1862年法では、会計監査役の選任と貸借対照表の株主提示は任意となったが、1880年代以降は会計監査が重視されるようになった（山浦久司「会計監査論」（第4版）中央経済社、

2008年（第3章）、及び、J.ミクルスウェイト・A.ワールドリッジ「株式会社」ランダムハウス講談社、2006年（序章～第3章）を参照。)

24 英国勅許公認会計士（Chartered Certified Accountant、ACCA）の“Closing the value gap: understanding the accountancy profession in the 21st century”の“Nevertheless, accountants are seen as being more trustworthy than some other groups, such as bankers, politicians, journalists and lawyers.” August 2012（page 6）を参照。

25 投資家の立場からみた同氏の投資会社パークシャー・ハザウェイの株主にあてたレターには“At the shareholder level, taxes and frictional costs weigh heavily on individual investors when they attempt to reallocate capital among businesses and industries. Even tax-free institutional investors face major costs as they move capital because they usually need intermediaries to do this job. A lot of mouths with expensive tastes then clamor to be fed - among them investment bankers, accountants, consultants, lawyers and such capital-reallocators as leveraged buy-out operators. Money-shufflers don't come cheap.”というように、会計士を手数料稼ぎの貪欲なグループの一員として描いている。

* 必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材
 教材コード J030383
 研修コード 3003
 履修単位 1単位